

担い手総合緊急支援事業（新規）

1 趣旨

新たな食料・農業・農村基本計画においては、幅広い農業者を一律的に対象とする施策体系を見直し、担い手を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施するとされたところである。

また、新たな基本計画と併せて公表された農業構造の展望においては、平成27年には、効率的かつ安定的な農業経営として、家族農業経営33～37万、法人経営1万、集落営農経営2～4万程度が育成されると見込んでいる。

更に、国の責務である国民への食料の安定供給を図るため、担い手の経営全体に着目し、国が直接交付金を交付する「品目横断的経営安定対策」を19年産から導入することが先般の「経営所得安定対策等大綱」において具体化されたところである。

以上を踏まえると、農業構造の展望の達成に向け、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の集中化・重点化の対象となり得る認定農業者、集落営農等を育成・確保していくことは喫緊の課題であり、国としても一定の責任を果たしていく必要がある。

このため、これらの担い手の育成・確保に必要な 担い手の育成・確保及び経営発展に係る支援、農地の利用調整活動支援、人材の育成・確保等の総合的な対策を実施する。

2 事業内容

新たな食料・農業・農村基本計画の下、農業構造の展望に示された担い手の育成・確保及び品目横断的経営安定対策の円滑な実施に向け、以下の事業を総合的に実施する。

- (1) 認定農業者等担い手育成・確保支援事業
認定農業者集約型地域農業経営ビジョンの作成支援
認定農業者等の育成・確保と効率的かつ安定的な農業経営への発展支援
- (2) 集落営農育成・確保支援事業
集落営農の組織化・法人化の支援
経理一元化に対する支援
高生産性ほ場集積促進の支援
集落営農法人化の支援
- (3) 農地の利用調整活動支援事業
集落における農地等の利用調整等の効率化及び適正利用の推進
認定農業者の農地等の利用調整の促進
地域活動へのサポートの推進
- (4) 新規就農者・女性農業者等育成・確保支援事業
新規就農者育成・確保支援
女性の担い手育成・確保支援
高齢者による担い手育成・確保支援
- (5) 担い手育成・確保普及支援事業
集落営農への集中的な技術・営農支援
地域連携普及活動への支援

3 事業実施主体 担い手育成総合支援協議会

4 事業実施期間 平成18年度～平成22年度

5 補助率 1/2以内、定額

6 平成18年度概算決定額	2,788,487(0)千円
(1) 認定農業者等担い手育成・確保支援事業	970,596(0)千円
(2) 集落営農育成・確保支援事業	344,750(0)千円
(3) 農地の利用調整活動支援事業	799,974(0)千円
(4) 新規就農者・女性農業者等育成・確保支援事業	97,167(0)千円
(5) 担い手育成・確保普及支援事業	576,000(0)千円

【経営局 経営政策課、構造改善課、普及・女性課】